

岩国！極東最大の米軍基地！

10月30日、エルおおさかにて、岩国労働者反戦実行委員会が主催した「岩国基地の役割、歴史と現実」と題した集会が、学習会形式で開催された。

政府は、人々の関心を沖縄辺野古新基地建設に釘付けにしなが、同時に岩国米軍基地の軍事強化を着々と進めた。

垂直離着陸可能な米軍のステルス戦闘機 F 35 B 16機を、10月から岩国基地に追加し、計32機を配備した。

岩国基地は厚木基地からの空母艦載機移転や「沖合移設」を掲げた滑走路増設で、すでに120機の

軍用機と滑走路2本体制を備えた極東最大の軍事拠点に変貌している。埋め立て土砂用に愛宕山は切り崩され、市民のための多機能都



市建設を決定していたが、「経済状況の変化」を理由にして、米軍住宅用途に変更された。岩国市には軍人・軍属の居住が拡がり、事

故のリスクは格段に高まっている。2006年3月の住民投票では厚木基地からの移設反対として9割が「NO」の意思を示した。しかし政府は、建設途中の市庁舎建て替えの補助金(35億円)をカットし建設を凍結するなど、理不尽なアメとムチで当時の市長も辞任に追い込み、反対の声を圧殺した。

国策に押しつぶされようとする岩国市民を労働運動が支えようと呼び掛けて始まった「岩国労働者反戦交流集会」は、今年も11月28日・29日に開催される。また、愛宕山地区への米軍住宅の整備計画に反対する住民団体「愛宕山見守りのつどい」が結成10年を迎えた。岩国市民の10年以上にわたる闘いを共有し、不屈の市民を支えよう。(執行部 陣内 恒治)

輝け憲法！平和といのちと人権を

11月3日、阿倍野区民センターで、大阪総がかり行動主催の「輝け憲法！平和といのちと人権を」集会があり、大阪支部から小林委員長はじめ6名が参加しました。

憲法集会は、毎年扇町公園で行われてきましたが、今年は新型コロナウイルスの影響で、規模を縮小して開催となりましたが、310名以上の参加がありました。

まず、米田彰男さん(1000人委員会大阪)の開会あいさつのおと、立憲民主党・衆議院議員の尾辻かな子さんから大阪都構想の住民投票否決の報告があり、「国政では菅政権の日本学術会議の問題、私たちは徹底的に追求します！こんな事が許されたら、学問の自由と言うものが失われてしまい、本当に危ないと思っています。維新もそうですが、マスコミに対する攻撃と学者に対する攻撃は大きく取り上げ、こんな事をしていく政権は退陣していただけないといけない」と力強く話されました。

特別スピーチでは学術会議任命拒否問題で、松宮孝明さん(立命館大学)、市民運動スピーチから、

森容香さん(枚方市原爆被爆者の会会長)の連帯スピーチ、韓国から金敬敏さん(韓国市民社会団体連帯会議・共同代表)と沖縄から



安次富 浩さん(へり基地反対協議会共同代表)から力強いビデオメッセージがありました。集会最後には「9条改憲NO!」「アジアに平和を」のポテッカーを会場全員で突き上げコールしてアピールしました。

集会終了後、ピラマキ行動を行うため阿倍野キューズモール前に移動し、街宣行動では尾辻かな子さん、社民党の大椿ゆうこさんら

が、憲法9条改憲ストップ！菅首相は学術会議の任命拒否を撤回せよ！空母やミサイルよりコロナ対策に予算をまわせ！辺野古に新基地はいらない！とアピールをし、16時頃に大阪総がかり集会と街頭市民スタンディング行動をして終了しました。

11月3日は75回目の日本国憲法の公布記念にあたります。憲法第9条をはじめ、日本国憲法は平和、人権、民主主義などの諸原則において、優れた憲法のひとつです。改憲勢力は9条を変えて戦争のできる国にするために、改憲策動を続けています。私は、おおさか総がかり集会に参加して、悪徳政権による改憲の画策を打ち破り、改憲発議を阻止しなければならないという強い思いを持ちました。

(執行部 竹山 保彦)

憲法理念の実現を目指す

第57回護憲大会

2020年11月7日(土)~8日(日)、滋賀県大津市びわ湖ホールにて第57回護憲大会が開催され、参加しました。

今大会は新型コロナウイルスの影響から現地参加者は少数に絞られ、1500人収容のホールに200人足らずで、ウェブ配信を併用して行われました。



1日目前半、「敵基地攻撃論と日米軍事同盟強化」について、特に憲法9条に詳しい大学院教授や軍事評論家等からビデオ報告を受けました。安倍内閣がそれまでの政府の憲法解釈を変更し、個別的自衛権だけでなく集団的自衛権における武力行使を容認すると共に、国連による集団安全保障においても、自衛隊が今までとは違ったものになってしまうことです。

後半は「新型コロナウイルス感染症と日本の人権状況」について、弁護士や看護師、大学院教授等のパネリストが、憲法25条「生存権」に基づいて議論さ

れました。「生存権」とは、その1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされた権利です。

2日目は「憲法課題をめぐるとりくみ・各地からの報告」の後、「水俣病をめぐる状況」「女性の人権状況」「沖縄のたたかい」が報告され議論されました。最後に大会アピールとまとめがされ閉会しました。

憲法が守るいのちと人権

今回初めての参加でしたが、参加者の9割以上は60歳以上、いわゆる現役を引退された方がたがほとんどで、私やそれ以下の若年層の参加はほぼありませんでした。こういった事を受け、運動の継承がなされてない事も垣間見えました。

憲法と人権は強い関係性があり、本来憲法とは国を守るものではなく、人を、人権を守るものだと考えます。国は憲法9条改悪を目論みましたが、問題なのは憲法9条改正ではなく、日本の安全保障の在り方ではないでしょうか。日本は2度と戦争はしない、武力は持たないとされていますが、集団的自衛権を行使し、武力を持ち米国の機嫌取りをする事が人を守っていることになるのでしょうか。



ウェブ配信はこちらから

また、今回水俣病で苦しみ現在も闘われている方がたの話を聞けば、水俣病の診断をされたにもかかわらず、その地域から少し離れたことで認定されなかった人が多くいます。国の責任が認められたのに全ての被害者が平等とされないのです。憲法14条で「法の下での平等」をうたっていますが、病気や差別、貧困といったものがこの世に存在する限り完全な平等にはなりえません。

護憲運動の継承を！

少しでも完全な平等に近づこうと人びとはそれに向かって進まなくてはなりません。しかし、現在政府は法的解釈を変え、人を護ることができない憲法へと向かおうとしているように見えます。

憲法14条や25条で私たちは護られている一方、現在この世の中は矛盾だらけである事は明らかです。その矛盾をなくし、憲法を護るたたかいをする運動を先人から継承し、後世へも継承し、日々「憲法と人権」の結び付きを考えながら学習して、運動を継続しなければなりません。

(書記次長 横山 貴安基)